

令和4年度社会福祉法人の指導監査結果の概要について

沼津市は、社会福祉法第 56 条ほかの規定に基づき、社会福祉法人の運営の適正化を図るとともに、質の高い福祉サービスの提供に資することを目的として指導監査を実施しています。

令和4年度は、所管 26 法人のうち、一般監査 8 件を完了しました。

監査の結果及び改善状況については、下記のとおりです。

社会福祉法人の名称	文書指摘事項	10 月末時点の改善状況
みゆき会	なし	—
こひつじ会	厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更については、定款変更後速やかに所轄庁へ届け出ること【社会福祉法第 45 条の 36】【法人定款第 43 条】 理事会で評議員選任・解任委員会の運営細則を定めること。また、評議員選任・解任委員会を実施した場合は議事録を作成すること【社会福祉法第 39 条】【法人定款第 6 条】 評議員会を招集する場合は理事会の決議によること【社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法第 181 条】	改善中
光長寺徳永会	なし	—
翠会	理事の中に当該施設の管理者（施設長）が含まれていないため、施設長を理事として選任すること。【社会福祉法第 44 条第 4 項第 3 号】	改善済
炉暖会	なし	—
梅花会	契約に際し、経理規程に基づく事務処理を行うこと（見積もり業者数の不足）【法人経理規程 73 条】	改善済
橘会	評議員会を招集する場合は理事会の決議によること。 【社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条】	改善済
沼津市社会福祉協議会	なし	—